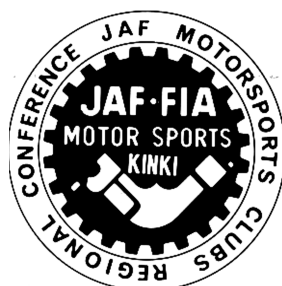


JMRC近畿登録クラブ・団体の皆様へ

スポーツ安全保険案内

ご加入のおすすめ

2019年度版



- 加入依頼先
財団法人 スポーツ安全協会 大阪府支部
- 引受幹事保険会社
東京海上日動火災保険株式会社

スポーツ安全保険とは

本保険は、(財)スポーツ安全協会が契約者となり、加入手続きを行なった4名以上のアマチュアの社会教育関係団体の構成員を被験者（補償の対象となる方）として、東京海上日動火災保険(株)を幹事会社とする損害保険会社8社との間に、傷害保険（突然死葬祭費用担保特約）、賠償責任保険を一括契約した補償制度です。

財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に、JMRC近畿はアマチュアスポーツ団体として加入する。これにより、JMRC近畿登録クラブの所属クラブ員はクラブを通じて加入することができる。1クラブ4名以上の加入を条件とする。

1. 加入条件

- (1) (財)スポーツ安全協会に対してJMRC近畿が代表となり一括加入します。1クラブ4名以上で加入することが、この団体保険を有効にする必須条件です。
 - 初回加入時には4名以上の加入が必要ですが、追加加入の際には、1名からでも手続きができます。
- (2) JMRC近畿登録クラブの所属クラブ員は、JMRC近畿個人会員であることを条件に加入することができる。ただし、プロドライバーの方は加入できない。
 - プロドライバーとしての判断は、その活動のみで社会通念上、一般的な生活が成り立つことであるが、最終的には保険会社の判断による。

2. 加入のメリット

- 【JMRC近畿を通じてスポーツ安全保険加入クラブ主催のイベントに参加する場合】
 - スポーツ安全保険加入クラブの団体活動が補償される。
 - スポーツ安全保険加入しているクラブ員及びJMRC近畿で保険加入している他クラブのクラブ員が参加する場合も補償の対象となる。
- 【JMRC近畿以外でスポーツ安全保険加入クラブ及びスポーツ安全保険未加入クラブ主催のイベントに参加する場合】
 - 一定の基準（活動の趣旨・参加人数等）を満たせばJMRC近畿の団体活動として補償の対象となることがある。
- 【JAF公認競技会のイベントに参加する場合】
 - JMRC近畿を通じてスポーツ安全保険加入しているクラブ員がクラブの代表として1人で参加する場合も補償の対象となる。

3. 補償期間

2019年4月1日午前0時～2020年3月31日24時まで

4. 補償対象範囲

- (1) スポーツ安全保険に加入している各クラブの団体活動が補償される。団体活動であればJAF公認競技会か否かによらず対象となるので、クラブ主催の練習会・走行会・講習会・会議等も対象となり、自動車博物館の見学会やドライブ等でも良い。ただし、JAF公認競技会に限り、クラブの代表として1人で参加する場合も補償の対象となる。
- (2) 自宅から会場までの通常の経路往復中も対象となる。（㊟自動車事故による車両、対物および第三者のケガに対しては補償の対象となりませんが、自身のケガに対しては傷害保険が補償の対象となります。）
- (3) JMRC近畿登録クラブであっても、保険に加入していないクラブが主催するイベントは補償の対象とならない場合がありますので、ご注意ください。

5. 補償される内容

- (1) 傷害保険
急激で偶然な外来の事故により被った傷害（熱中症及び細菌性・ウイルス性食中毒を含む）による死亡・後遺障害・入院・手術・通院をした場合
（例）クラッシュして骨折をした
- (2) 賠償責任保険（自動車等の所有、使用または管理に起因するものは補償されない）
他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことによって、法律上の損害賠償責任を負った場合
（例）テント設置中にバランスを崩し第三者にケガをさせた
- (3) 突然死葬祭費用保険
急性心不全・脳内出血等による、被保険者の突然死に際し、親族が葬祭費用を負担した場合
（例）クラブでの走行会中に脳内出血で死亡

6. 賠償責任保険が支払われない場合

- (1) 自動車（自動二輪車、原付を含む）の所有、使用または管理に起因するもの
 (例) 会場内を車両で移動中、人または他の車両と接触し損害を与えた
 (例) パドックで駐車中、車両が動き出し周りの車両に接触し損傷を与えた
 (例) 走行中にコースアウトし会場の施設、光電管、車両を破損した
- (2) 自身の所有、使用もしくは管理するものについての補償
 (例) テント設置中にバランスを崩し自身の車両を損傷した

7. 掛金および補償額

加入区分	年間掛金 (一人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭費用保険 支払限度額
		死亡	後遺障害 (最高)	入院 (日額)	通院 (日額)		
C区分 (64歳以下)	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算 1事故：5億円	突然死（急性心不全・ 脳内出血等） 葬祭費用 180万円
B区分 (65歳以上)	1,200円	600万円	900万円	1,800円	1,000円	但し、対人賠償は 1人：1億円	

8. 補償内容の説明

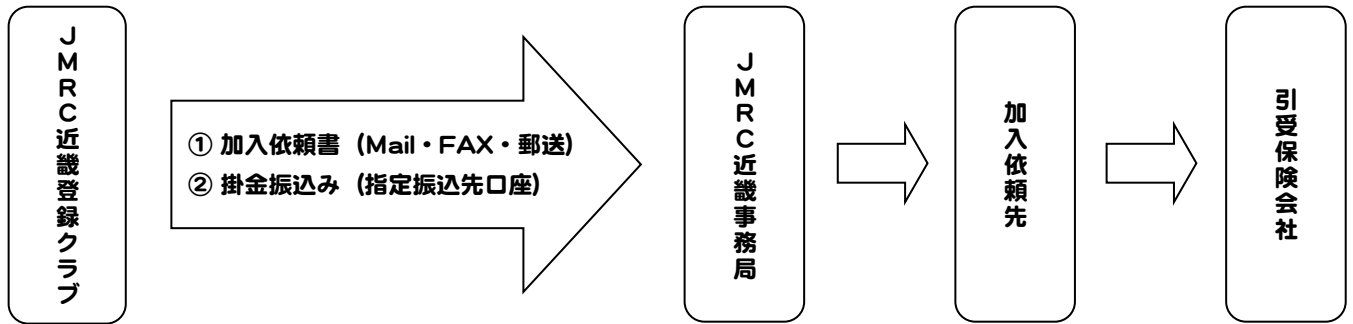
担保内容	保険金が支払われる場合	支払われる保険金	保険金が支払われない 主な場合（抜粋）
傷害 保 険	死亡保険金	事故の日からその日を含めて 180日以内にその傷害がもつて 死亡した場合	保険金額の100%
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて 180日以内にその傷害がもつて 後遺障害が生じ、かつ生存して いる場合	約款で定める等級によって支払 われる
	入院保険金	傷害により、平常の業務に従事 すること、または平常の生活が できなくなり、かつ医師の指示 に基づき入院した場合	事故の日からその日を含めて 180日を限度として1日につき 所定の入院保険金が支払われる
	通院保険金	傷害を被り、その直接の結果と して生活機能または業務能力の 減少をきたし、入院によらずに 医師の治療を受けた場合	入院日数に対し30日を限度とし て1日につき所定の通院保険金 が支払われる
賠償責任保険	他人の身体の傷害または財物の 破損につき、法律上の損害賠償 責任を負担した場合 (*自動車事故によって賠償責 任を負った場合は、補償の対象 となりません)	対人・対物賠償は、合算で 1事故：5億円 但し、対人賠償は 1人：1億円（免責金額なし）	・法律上の損害賠償責任がない 場合 ・故意によるもの ・自動車（自動二輪車、原付 を含む）の所有、使用または 管理に起因するもの ・日本国外で行う活動に起因す る事故
突然死葬祭費用保険	団体の活動中およびその往復中 に突然死した場合	親族が負担する葬祭費用に対し て、180万円を限度として、そ の実額が支払われる	・故意または重大な過失 ・自殺行為、犯罪行為、無資 格運転、飲酒運転 ・心神喪失 ・日本国外での事故

9. 2019年度 スポーツ安全保険・JMRC近畿見舞金対比表

主要項目の対比				
		スポーツ安全保険	JMRC近畿見舞金	
			個人会員	正会員
加入条件		① JMRC近畿登録クラブのクラブ員で、なおかつ個人会員であること ② 1クラブ4名以上での加入が必須 ③ プロドライバーは加入できない (プロの判断は保険会社の判断による)	JAFライセンス所持者で個人会員に入会手続きをした個人	① JAFライセンス所持の有無は問わない ② JAF公認競技会を主催する正会員
加入有効期限等		4月1日～翌年3月31日までを年度とする 加入手続き後、当該年度有効	1月1日～12月31日までを年度とする 加入手続き後、当該年度有効	
補償の対象範囲		① JMRC近畿で加入した登録クラブ・団体主催の行事で、なおかつ団体で行う活動であればJAF公認競技会か否かは問わない。よって、練習会・走行会・講習会・会議等も対象となる ② 自宅から会場までの通常の経路往復中も対象となる	全国のJAF公認競技会が対象	正会員が主催するJAF公認競技会 (クローズド競技会を含む)
年間掛金	C区分 (64歳以下)	1,850円	1,000円	-
	B区分 (65歳以上)	1,200円		
補償額	死亡	C区分	1,000万円	1競技会 JMRCタイトル戦 最高500万円 タイトル戦以外 最高250万円
		B区分		
	突然死	一律	100万円	1競技会 JMRCタイトル戦 最高50万円 タイトル戦以外 最高25万円
	後遺障害 (最高)	C区分	1,000万円	1競技会 JMRCタイトル戦 最高500万円 タイトル戦以外 最高250万円
		B区分		
	入院 (日額)	C区分	1,500円 (事故日から180日以内)	なし
		B区分		
通院 (日額)	C区分	1,000円 (事故日から180日以内に5日以上の治療(入院を含む)を受けた場合80日を限度)	なし	
	B区分			1,000円 (事故日から30日が限度)
賠償責任	一律	対人・対物賠償 合算 1事故：最高5億円 但し、対人賠償は1人：1億円 免責金額(自己負担額)なし	1事故 最高1,000万円	社会的地位を脅かされた場合 (訴訟費用等) 1競技会 最高500万円
支払条件等		なし	① 事故等に対して競技会主催クラブ及び競技関係者への抗議、告訴等を行わないことことを条件として給付される ② 他地域と重複した給付金の支払いは行わない	

* JMRC近畿見舞金の詳細は、「JAF近畿地域クラブ協議会見舞金給付細則」をご覧ください

10. 申込方法（次頁11. 申込要項は必ずお読みください）



- ① スポーツ安全保険加入依頼書（加入依頼者名簿）の全項目（必須）を記入し、E-Mail・FAXまたは郵送にて申込みを行なってください。
- ② 1. 振込掛金内訳欄へ記入し、掛金を指定振込先口座へ振込んでください。
2. 当保険は指定振込先口座への振込方式のみとし、現金による取扱いは行なっておりませんので、必ず下記振込先口座へご入金ください。（振込手数料は、振込人の負担となりますのでご了承ください。）
また、振込方式の保険ですので領収書は発行いたしません。
- ③ **JMRC近畿に掛金を振込んだ日から有効とはならず、JMRC近畿事務局がスポーツ安全保険の加入手続きを行なった日の翌日午前0時（例えば、1日に手続きを行なった場合、2日の午前0時）から有効となります。**
- ④ JMRC近畿事務局では、週1回、水曜日午後に手続きを行います。（木曜日の午前0時から有効）
※水曜日午前中までにお申込・振込み完了 ⇒ 水曜日午後に手続き

【 申 込 先 】 JMRC近畿事務局

【依頼書送付先】 JMRC近畿事務局

■E-Mailの場合

（送信先アドレス）insurance@jmrc-kinki.net

■FAXの場合

（送信先番号）072-645-1666

■郵送の場合

（送付先住所）〒567-0034

大阪府茨木市中穂積2-1-5 JAF関西本都内 JMRC近畿事務局宛

【保険料振込先】 ■郵便局・郵便口座よりお振込みの場合

（記 号）14100

（番 号）4813178.1（※番号に注意！）

（口座名義）JMRC近畿

■銀行等よりお振込みの場合

（銀行名） ゆうちょ銀行

（支店名） 四一八（ヨンイチハチ）

（口座番号）貯蓄預金 4813178（※番号に注意！）

（口座名義）ジェイエムアールシーキンキ

11. 申込要項

指定の加入依頼書に必要事項を記入のうえ、指定振込先口座へ掛金の入金とJMRC近畿事務局へ加入依頼依頼書をE-Mail・FAXまたは郵送にて提出してください。

《被保険者情報について》

① 加入依頼者名簿は、「スポーツ安全保険加入依頼書」を使用すること。

※必ず指定の依頼書を使用してください。

② 「振込掛金内訳」（振込金額との照合）は、間違いのないように記入してください。

③ 加入依頼者名簿は、必ずフルネームを記入し、ふりがな・性別・生年月日・満年齢・個人会員番号も記入してください。（但し、シリーズ主催者の補助4名分については、個人会員未加入者は個人会員番号は未記入可）

※楷書で丁寧に記入してください。

※ 依頼書に不備がある場合は、担当者様へご連絡させていただき不備修正後に再提出となりますので注意してください。

【 申 込 先 】 JMRC近畿事務局

【依頼書送付先】 JMRC近畿事務局

■E-Mailの場合

（送信先アドレス）insurance@jmrc-kinki.net

■FAXの場合

（送信先番号）072-645-1666

■郵送の場合

（送付先住所）〒567-0034

大阪府茨木市中穂積2-1-5 JAF関西本部内 JMRC近畿事務局宛

12. 事故が発生した場合

● 事故が発生した場合は、直ちに次の事項をJMRC近畿事務局までご連絡ください。

① 被保険者名

② クラブ名

13. その他

この案内に記してあるスポーツ安全保険については抜粋概要です。正式なものは「スポーツ安全協会規定」「スポーツ安全保険のあらまし」および、あらましの④「重要事項説明書」になります。

「スポーツ安全保険のあらまし」および、あらましの④「重要事項説明書」の内容を了承のうえ、お申込ください。

* 「スポーツ安全保険のあらまし」および「重要事項説明書」は、財団法人スポーツ安全協会のホームページに掲載されています。 <http://www.sportsanzen.org/>

* 上記ホームページがご覧いただけない方は、同一内容のパンフレットをJMRC近畿登録クラブ・団体の事務局担当者様へ送付させていただいております。